

日米地位協定合意議事録

第五条

- 1 「合衆国及び合衆国以外の国の船舶、……、で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの」とは、合衆国公有船舶及び合衆国被用船舶（裸用船、航海用船及び期間用船契約によるもの）をいう。一部用船契約によるものは、含まれない。商業貨物及び私人たる旅客がこれらの船舶に積載されるのは、例外的な場合のみに限る。
- 2 この条の日本国の港とは、通常「開港」をいう。
- 3 「適当な通告」をする義務を免除されるのは、合衆国軍隊の安全のため又は類似の理由のため必要とされる例外的な場合に限られる。
- 4 この条に特に定めのある場合を除くほか、日本国の法令が適用される。